



《北海道遺産》
函館山と砲台跡
(函館市)

夜景スポットの隣にある軍事要塞

華やかな夜景で有名な函館山にはもう一つの顔がある。津軽海峡を望む函館山は明治中期に要塞化が進められ、多数のレンガ壁・コンクリート洞窟掩蔽壕・砲台座が残る。大規模の旧状を残す軍事土木遺産は全国的にも例は少ない。終戦まで立入制限されたため、今も貴重な動植物の宝庫となっており、自然にふれる散策コースとして市民に親しまれている。

(北海道遺産公式サイト <https://www.hokkaidoisan.org/> より引用)

INDEX

- 3~5 令和2年度第3回理事会開催される
- 6~8 北海道印刷関連業協議会令和2年度総会開催される
- 9 雇用調整助成金受給額の上限引上げの案内
- 10-11 緊急経済対策における税制上の措置の案内
- 12~16 紙上暑中見舞名刺交歓

北海道印刷工業組合

〒062-0003 札幌市豊平区美園3条5丁目1番15号 原ビル

TEL.011-595-8071 / FAX.011-595-8072

[Website] <http://www.print.or.jp> [E-mail] info@print.or.jp



P-00023

この印刷物は、CSRに取り組み印刷会社が製作した印刷物です。

第32回北海道情報・印刷文化典札幌大会 北海道印刷工業組合創立80周年記念事業 11月6日(金)開催で再構築

令和2年度第3回理事会

令和2年度第3回理事会が、7月3日午後2時から札幌市中央区の札幌パークホテルで、理事・監事13人が出席して開催され。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を延期していた第32回北海道情報・印刷文化典札幌大会ならびに北海道印刷工業組合創立80周年記念事業の開催日程を11月6日(金)で再構築することを決定した。

理事会は、最初に岸理事長からあいさつが述べられた後、定数報告が行われ、理事長を議長に議事に入った。

まず、報告事項として、

- (1)令和2年度執行部体制について、5月29日に書面議決により開催された令和2年度通常総会で選出された理事15人、監事2人および同日、書面議決で開催された第2回理事会において選任された理事長、副理事長、専務理事ならびに顧問7人、相談役1人が紹介された。
- (2)事業実施状況について、本年度の事業実施状況について、活動状況が説明された。
- (3)財務状況について、第1四半期（6月末）の貸借対照表、損益計算書、予決算対比表、賦課金納入状況について説明された。

次に、議事に移り、

- (1)令和2年度事業スケジュールについて、第32回北海道情報・印刷文化典札幌大会、北海道印刷工業組合創立80周年記念事業の実施、組織の拡大、広報活動の強化、未来を創る業界運動の展開、共済事業への加入促進、福利厚生事業の実施、組織・財政状況の検討、北海道印刷工業組合創立80周年記念誌編



纂の準備を柱とした、それぞれの実施事業の内容、実施スケジュールを決定した。

- (2)第32回北海道情報・印刷文化典札幌大会、北海道印刷工業組合創立80周年記念事業について、当初5月に開催を計画していた同事業を新型コロナウイルス感染症拡大防止のため延期していたが、今後の同感染症の状況を考慮しながらとして、新たに開催日程を11月6日(金)とすることを決定した。
- (3)令和2年度委員会の運営について、令和2年度委員会名簿が発表され、委員が未定の支部については

第32回北海道情報・印刷文化典札幌大会、北海道印刷工業組合創立80周年記念事業

日 程	令和2年11月6日(金)	
会 場	札幌パークホテル	
スケジュール	14:30~15:30	第32回北海道情報・印刷文化典札幌大会記念式典 北海道印刷工業組合創立80周年記念式典
	15:45~17:15	第32回北海道情報・印刷文化典札幌大会記念講演 北海道印刷工業組合創立80周年記念講演
	17:45~19:45	第32回北海道情報・印刷文化典札幌大会記念パーティ 北海道印刷工業組合創立80周年記念パーティ

なお、スケジュール（時間帯）については多少の変更がある場合もある。

早急に委員を決めてほしい旨の要請が行われ、また、本年度の委員会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため集合会議ではなくWEBシステムを利用して会議を行うことが決定された。

また、そのため委員のメールアドレスを把握することが承認された。

- (4)組合員名簿の製作について、2年毎に作製している組合員名簿を本年度作製するため、印刷発注業者を組合員に公募することが決定された。

また、名簿には組合員・賛助会員は、前回よりホームページURL、e-mailアドレス、各社の特長を掲載しているが、本年度も掲載することとした。

- (5)印刷営業講座・印刷営業技能審査認定試験の開催に向けての予備調査について、印刷営業講座・同認定試験は、北海道では平成21年以来開催していないが、この間、カリキュラムの改訂が行われ、マーケティングに軸がおかれた講座になったことから開催を計画しているが、開催費用の面で受講者が最低25人ないと採算が合わないため、事前に受講希望の予備調査を行い、受講者が25人以上見込めるようであれば催行することが決定された。

- (6)令和2年度会議日程について、本年度の理事会、下期地区印刷協議会の開催日程が決定された。

理事会は、第4回9月4日、第5回11月6日、第6回1月8日、第7回3月4日、下期北海道地区印刷協議会は3月4日になる。

- (7)委員会の活動状況について、各担当委員長より活動状況が説明された。

▶組織共済委員会（植平副理事長）

6月1日に全国の組織共済委員会をZoom会議で行った。そのなかで決まったことは、委員会の今年の目標として、生命共済制度の加入率35%を達成しよう。組合員数の純増または増減ゼロを目指す。組合

員台帳調査票の提出率の100%を目指す。今年は台帳調査の年になっている。一昨年は北海道も90%を超えた。今回は何とか100%を目指したい。クラウドバックアップサービスが組織共済委員会の所管になったので、新規加入を促進していく。この4つが今年の目標である。そのなかで共済加入促進の重点工組として、今年度は北海道が指名されたので、がんばらなければならない。

▶経営革新マーケティング委員会（岡部委員長）

6月2日にZoomで全印工連の委員会を開催した。事業としては経営革新事業、事業承継とM&A支援事業、マーケティング支援事業の3つの柱で前期にない実施する。新しい事業として経営革新支援事業で、デジタルトランスフォーメーション（DX）の事例研究と情報発信として中小印刷業界におけるDXの導入について研究する。DXの具体的な活用方法についてセミナーの開催、全印工連WEBサイトや機関誌に解説を掲載して組合員に周知を行っていく。ソリューションプロバイダーを支援するための情報発信ではステップアップガイドブックの販売とセミナーの開催を予定している。経営計画策定事例研究と情報発信を経営革新支援事業として行っていく。勝ち残り合宿ゼミは財務の勉強会であるが、青年部の協力も得て若い次世代の経営者を対象にして昨年は12月に埼玉県で行われ、北海道から2人参加して非常に良かったということで報告を受けている。今年も開催を予定しているので希望者は参加してほしい。事業承継とM&A支援事業は事業承継センターの啓発と推進、ガイドブックの周知とセミナーの開催である。CSR認定事業の普及と啓発が今年から経マ委員会の所管になった。マーケティング支援事業ではデザイン経営の事例研究と情報発信で企業・業界のブランド価値向上を図る具体的な手段としてデザインを重要な経営資源として経

営手法に取り入れていくことを研究して事例の発表を行っていく。共創ネットワーク通信の活性化と機能強化として、自社のアピールしたい技術・商品等を組合員全員に発信できるツールとなっているので、今年度WEBページのデザインのリニューアルを考えているので、全国の仲間に情報発信をしたいという方は活用してほしい。委員会の数値目標は昨年と同じで事業承継支援センターでの相談件数を北海道で2件が目標数値になっている。前期から未だにゼロ件ということで、支援センターがあるということを知らない方もいると思うのでセンターの周知を広めていただければと思う。事業承継セミナーを1回が目標になっている。

▶教育研修委員会（西山副理事長）

5月28日にWEBで全国会議があった。昨年度の下期地区協から要望のあったDTP技能検定作業の会場確保、新入社員向け教育コンテンツ動画について、今年度協議していく。管理印刷営業講座・管理印刷営業技能審査認定試験についてリニューアルを行うかどうか検討していく。DTP技能検定は実施の予定である。遠隔教育システムV-CUBEの配信動画の制作を進めていく。全印工連特別ライセンスプログラムが、昨年から新しいプログラムに変わったが995本の契約がある。今年度は300本増やすこととし北海道は4本が目標になっている。人材の確保・育成・定着の推進で、イーアイテムの特別プランを用意しているので活用いただきたい。組合支援セミナーとして教育研修委員会では、働き方改革を実現するあしたの人事評価セミナーと技能検定プリプレス職種DTP作業学科試験対策セミナーの2つを所管している。情報セキュリティ対策の推進で、日本印刷個人情報保護体制認定制度とアク

セスログ監視装置マイウォッチャーが教育研修委員会に移管されたので、さらなる普及・啓発を行っていく。

▶環境労務委員会（大和副理事長）

5月28日にWEB会議で開催された。厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予については厚労省、各都道府県労働局のHPで確認しないと細かいことが分からないので確認して対応してほしい。テレワークにおける労務管理のガイドラインが厚労省のHPに公開されている。今年4月から中小企業の時間外労働の上限規制が対象になっているので厚労省のHPで確認してほしい。環境関係ではGP工場認定制度、環境推進工場登録、VOC警報機の推進がある。有機溶剤（第3種溶剤）について、労基の指導・監督が最近多くなってきている。

▶青年部委員会（矢吹委員長）

青年部委員会は、全国青年印刷人協議会（全青協）の北海道ブロックとして活動している。全青協では、2年1期でこれからの印刷業界を見据えてテーマを決め、年に一度、各ブロックでブロック協議会を開催し、各地域に伝えて行く。そして各地域の結果を踏まえて全国協議会を開催し、各地域同士の交流を図っている。今期（2020年4月～2022年3月）のテーマは「四方よしのデザイン」である。近江商人の「三方よし」（売り手、買い手、世間）に未来を加え四方としている。北海道ブロック協議会は、9月26日(土)札幌で開催を予定している。

以上で、議事を終了し、つづいて各支部の活動状況および各社の近況について報告が行われ、理事会を終了した。

北海道印刷関連業協議会 令和2年度総会開催される

コロナ禍の業界情報を交換

北海道印刷関連業協議会は、令和2年度通常総会を7月3日午後5時から札幌市中央区の札幌パークホテルで役員12人が出席して開催した。

総 会は、令和元年度事業報告・決算を承認、令和2年度事業計画・収支予算・会費徴収額を決定し、任期満了による役員の変更を行った。

新しく選任された役員は次のとおり。

- 会長 岸 昌洋（北海道印刷工業組合理事長）
- 副会長 守田敏治（北海道紙器段ボール箱工業組合理事長）
- 副会長 杉淵好美（北海道グラフィックコミュニケーションズ工業組合理事長）
- 副会長 渡辺辰美（一般社団法人日本グラフィックサービス工業会北海道支部長）
- 理事 笹島久義（北海道洋紙代理店会会長）
- 理事 森田伸介（北海道洋紙同業会会長）
- 理事 輪島耕介（北海道印刷インキ同業会代表幹事）
- 理事 石田雅巳（北海道製本工業組合理事長）
- 理事 渡辺淳也（北海道フォーム印刷工業会会長）
- 理事 渡辺俊二（北海道シール印刷協同組合理事長）
- 理事 氏家界平（北海道スリー・デジタル印刷協同組合理事長）
- 理事 畑 貴史（富士フィルムグローバルグラフィックシステムズ株式会社北海道支店長）
- 理事 山口典彦（株式会社SCREEN GPジャパン北海道営業所長）
- 理事 園部直之（エニカマルタツヤ株式会社プロフェッショナルプリント事業部北海道グループリーダー）
- 理事 山賀義徳（エム・ビー・エス株式会社札幌営業所長）
- 監事 大和繁樹（北海道印刷工業組合副理事長）
- 監事 西山 真（北海道印刷工業組合副理事長）

次に、各団体・業界の現況について情報交換が行われた。

▶北海道紙器段ボール箱工業組合（守田敏治理事長）

紙器段ボール箱工業組合は、業界として非常に厳しいところがある。組合員それぞれの会社の内容、売上、その他いろいろな状況のなかで、理事会ですら開催できない今日の状況のなかで、組合員と一緒に一つのテーブルでいろいろな情報交換ができ得ない現実が



ある。ですから凡の話をしていただくと、紙器は、かつてない暗黒の日々を続けているのが実態である。紙箱というのは品物を入れる箱なので、そんなに過去から今日まで大きな変動がない状況であったが、コロナによって大打撃を受けているのが実態である。ある面ではお客様の品物が売れない、機会がない、そういう状況のなかで当然箱の受注は無い。2～3月までは良かったが、4月、5月に入ると一気にダメージを受けることになった。段ボール箱は、紙器とは違い底堅い。さほど影響を受けていない実態である。段ボール箱は北海道の場合は約55%が農水産でもっているの、農水産はさほどコロナの影響がない状態である。一般物流で段ボール箱の動きが良くないといわれているが、さほど変化が無いと思っている。私たちもいろいろな面でこれから考えていかなければならないと思う。紙器というのは通常であれば底堅い体制のなかで推移してきた状況のなかで、4～5年前から道外はじめ外国人観光客の方がどんどん道内に入り、その勢いでお土産を入れる箱、お菓子箱、雑貨などいろいろな部分が今までにない景気というか状況でやってきたものであるから、ここに来てその落ち込みがかなり大きい。そう考えてみたらやはり従来の足元のお客様をしっかりと保ちながら、いろいろな部分で、いろいろなお客様の層をこれからきちんと創っていかないと、一度大きな穴に落ち込むと、こういうような状況になり得るので足元のお客様を大切にしながら、幅広いお客様、

取引先、顧客を確保していく時代に入らないと、また数年後に何か起きたときに対応できるように、業界の強みを組合員とともにいろいろと創っていかねばならない時期だと思っている。

▶北海道製本工業組合（石田雅巳理事長）

例会が開かれていない状況なので、当社、取引のある同業の限られた情報になるが、品目別では観光案内のパンフレット関係が激減、学校関係ではシラバス、学校案内、入試要項は手控えているところもあるし、入試要項は電子化が進んでいて、作らないという比率が上がっている。そのなかで、意外なのは一般書籍はさほどの落ち込みではない。巣ごもり需要というか、書店はそこそこ混んでいる。全国的な傾向ではないが実感としてそう思う。組合員数10社の組合なので、存亡にかかわる危機を迎えているところはない。当社では美術館・イベント関係の図録が皆無である。オリンピックが延期になり今年行われぬ、インバウンドを当て込んだものは全く期待できない。先行きどうなるのか見守るしかない。

▶北海道グラフィックコミュニケーションズ工業組合（杉淵好美理事長）

当社はデザイン・制作がメインである。広告代理店が大きくウエイトを占めている。3月は手がけていた印刷物を結構捨てた。4月は売上げがさほど落ちていなかった。5月はリモートワークで取り組んだ。これからもそういう体制を作りたい。制作関係は、6月に入って動いてきている。広告代理店も動いてきている。どうみん割もあるので新聞紙面に出てくる仕事は多くなると思う。居酒屋関係の仕事は激減した。ネットを使った仕事がそんなに大きくない企業から相談がある。サインージはコロナも影響の少なかった四国・九州が伸びて来ている。厳しいのは東京である。コロナの落ち込みは徐々に持ち直すと思っているが、数年は覚悟しなければならないと思っている。

▶（一社）日本グラフィックサービス工業会北海道支部（渡辺辰美支部長）

JAGRA会員は学校関係の仕事がほとんどである。

3月までは普通どおり売上げを上げていたが、4月から激減しているが、ここに来て少しずつ動きがでてきている。総会、理事会をZoomで行っていたが、先週、東京で全国から集まって理事会を開催した。やはり顔を見ながらの方が良いと感じた。WEBセミナーは、いろいろなところから誘いがある。時間さえ取れば面白いと思っている。JAGRAでもこれを利用してセミナーを開催しようと検討している。最近、個人的な出版物の引き合いが増えている。日本自費出版ネットワークがコンクールを行っており、昨年の1.15倍の応募があった。一方、コミケのイベントが中止になっているので、コミケ関係の出版社はかなり苦戦している。

▶北海道シール印刷協同組合（有原常貴副理事長）

お土産・観光・インバウンド需要の関係は全滅で、シールの関わるお菓子類・お土産関係は、全く動きが無い状況になっている。イベントに関わるお祭り関係も中止ということで、本来予定されていたものも土壇場でやらないとうことでかなり薄くなっている状況である。その反面、スティホームで家の中での食事の需要が高く、スーパーでの買い物量が通常よりも何割も増加している。4～5月はスーパーの食品関係のラベルは非常に回転が良い。全国的に負の部分を上回ることは無いが、回転は悪くない。スーパー関係の仕事をしているところは善戦しているが、観光関係の仕事をしているところは苦戦している状況である。

▶北海道スクリーン・デジタル印刷協同組合（石田勝年副理事長）

スクリーン関係は、もともと北海道はあまり良くなかったが、コロナでさらに落ち込んでいる。他の組合員とコミュニケーションが取れないなかで、コロナの影響が短く済んでいけば良いが、これからリモートワークなど生産性を落とさないように取り組んでいかねばならない。当社は、ステッカー関係を行っているが、タクシーのステッカーはほぼゼロである。観光が戻ったとしても先が見えづらいので、今後どうしていくのか話し合っていかなければならない。

▶北海道印刷インキ同業会（管野浩幸氏）

昨年11月～今年1月のインキ出荷量の工業統計では、2020年1月までの印刷インキ生産量の合計は76,882トン（前年比93.1%）で6.9%減少している。その前の対前年比では6.8%の減少で、ほぼ同じ減少率になっている。分野別ではオフ輪・枚葉などの平版インキの生産量は21,440トン（前年比89.7%）で10.3%の減少である。その前の対前年比は6.7%の減少で、今回はさらに加速して生産量が減少している。新聞インキ生産量は7,994トン（前年比89.0%）と11%減少している。その前の対前年比は10.8%の減少でほぼ同じ率の減少である。樹脂凸版インキの生

産量は5,163トン（前年比95.6%）で4.4%減少している。その前の対前年比は横ばいであったが、直近で減少している。グラビアインキの生産量は29,690トン（前年比95.0%）で5%減少している。その前の対前年比は102%で増加傾向にあったものが、ここに来て軟包装インキも陰りが出てきている。

▶(株)SCREEN GPジャパン北海道営業所 （山口典彦所長）

プリプレス・刷版関係の情報について話をさせていただく。展示会では、インクジェットのデジタル印刷機が出ているが、ここ数年の売上のなかで数字に反映しているのはCTPである。日本国内では、2019年度全サイズで210台くらい出荷された。A4・8頁が120台くらい、A4・4頁が90台くらいになっている。ピーク時（2003年）は600台くらい出ており、それから比較すると1/3くらいになって来ている。主な理由としては、以前は印刷機も生産性が上がっていて効率を求められ、多品種少ロット化し、ロットは一緒でも版はたくさんいるということでCTPがたくさん出た。今は全体のロットの落ち込みが激しいこともあり、そこまでCTPに生産性を要求されないこととCTPを変えることの付加価値が無くなって来たということがあり更新が進まない。3～6月はお客様の状況が厳しいので、機器を検討いただくことが話しづらい状況があり、機械の出荷は継続していた話がいくつか進むことはあっても、新規の話が話しづらい状況になっている。そうした状況のなかで、いくつか引き合いが増えているものとしては、非対面によるいろいろなシステム、例えば日本語校正のシステム等が増えてきている。営業の方がクライアントに行けない状況が増えて来ているので、リモート校正システムで非対面で作業を行う。以前販売しても使われていなかったものを改めて使いたいという引き合いが増えている。我々としては、インクジェットの印刷機に力を入れているので今後拡大していきたい。

▶富士フイルムグローバルグラフィックシステムズ(株) 北海道支店（畑貴史支店長）

こういう時代なのでアビガンについて話をする。富士フイルムはフィルムメーカーであったので、フィルムは乳剤を塗布しているベースの部分はゼラチンである。いわゆるコラーゲンである。フィルムが無くなって、そこに携わっていた相当数の科学者が職を失うということで、コラーゲンを使った事業を行うということが20年前から生まれていた。そのなかで12～13年前に化粧品・サプリメントを作った。これがアビガンに通じる技術であった。2008年に富山化学を大正製薬と共同出資で買収し、アビガンの開発につながった。2014年にアビガンは製品になり、抗インフルエンザ薬として申請を行っている。4年前にアフリカを中心に

エボラ出血熱が流行ったが、ここでもアビガンが使われた。2018年に大正製薬の持ち株を買い取り100%の子会社となっている。コロナウイルスは血栓症を引き起こす菌で、それを増幅させないのがアビガンの効能である。感染しない方が良く、生活習慣病を改善することが大事である。

▶北海道印刷工業組合（大和繁樹副理事長）

会社はシール・ラベルが専業である。状況としては、スティホームや小・中学校で給食が無いということで、一般食品に関わるラベル等は数字も増え良かったが、逆に観光客が北海道に全く来ないということで、お土産等に関するシールが一切出なく、観光関係のものは3月頃から全滅に近い状態である。会社によって比重の違いがあるので一概に減ったとは言えないが、全国で4～6月でシール業界は25%の売上げダウンといわれている。消毒液や各地での商品券等もあるが、一般の方が病院に行かなくなったので医薬品関係のシールも落ちている。逆にサプリメントやビタミン剤が伸びている。なかには伸びている会社もあるが、全体としては落ちている。この状況が早く解決していただかないと全体的に拙いのではと危惧している。

▶北海道印刷工業組合（西山 真副理事長）

当社は2月から落ち込んで4月が一番悪かった。持続化給付金を申請して受給した。5月は総会時期であり、総会自体は中止であったが、資料は作られたので多少は良かった。旅行代理店等の旅行関係のパンフレットは、まだ先が見えない状況である。お客さんからリモート校正の話も出てきているので積極的に取り入れていきたい。

雇用調整助成金の受給額の 上限を引き上げます

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主の方へ

受給額の上限を引き上げます
(1人あたり日額8,330円⇒15,000円)

企業規模にかかわらず、すべての事業主に適用

解雇等せず雇用の維持に努めた
中小企業への助成率を
10/10(100%)に拡充します

- 令和2年4月1日から9月30日までの期間を1日でも含む賃金締切期間（判定基礎期間）が対象です。
- すでに受給した方・申請済みの方にも適用されます。
- これから支給申請を行うものは、厚労省HPの様式を活用ください。
- 雇用調整助成金だけでなく、緊急雇用安定助成金も対象です。



(様式はこちら)

「解雇等をせず雇用維持に努める」とは

- ・令和2年1月24日から賃金締切期間（判定基礎期間）の末日までに、解雇等を行っていないこと（解雇とみなされる有期雇用労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含みます。また、新型コロナウイルス感染症を理由とする解雇も含まれます）。
- ・賃金締切期間（判定基礎期間）の末日時点の従業員数が、令和2年1月24日から賃金締切期間（判定基礎期間）の末日までの各月末時点の従業員数の平均の5分の4以上であること。

追加支給について

支給申請はお済みでまだ支給決定されていない事業主の方

- 追加支給の手続きは「不要」です。 ●差額（追加支給分）も含めて支給します。
※審査の状況によっては、差額（追加支給分）を令和2年7月以降順次お支払いする場合があります。

すでに支給決定された事業主の方

- 追加支給の手続きは「不要」です。
- すでに支給した額との差額（追加支給分）は後日支給します。
差額（追加支給分）は、令和2年7月以降順次にお支払しますので、今しばらくお待ちください。

支給申請がお済みの事業主の方で、過去の休業手当を見直し（増額し）従業員に対し、追加で休業手当の増額分を支給した事業主の方

- 追加支給の手続きが「必要」です。
- 令和2年9月30日までに次の書類をご提出ください。
「再申請書（様式）」、「支給要件確認申立書（様式）」
「支給決定通知書の写し」、「増額した休業手当・賃金の額がわかる書類」
「休業させた日や時間がわかる書類（対象労働者を増やした場合）」



(様式はこちら)

申請・お問い合わせ先

都道府県労働局・ハローワーク

不明な点は、最寄りの都道府県労働局職業安定部職業対策課（助成金センター）
およびハローワークまで問い合わせください。

雇用調整助成金

検索

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への「緊急経済対策における税制上の措置」のご案内

「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が4月30日に成立し、感染症および蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられた。

1. 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減している状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税無しで1年間**、納税を猶予する特例制度が設けられた。基本的には**全ての税目**が対象（印紙で納付する印紙税等は除く）。また、社会保険料についても同様に特例措置が講じられた。

特例の概要

- ▷令和2年2月から納期限までの一定の期間（1ヵ月以上）において、収入が大幅に減少（**前年同月比概ね20%以上の減少**）した場合について1年間納税を猶予。
- ▷一時の納税が困難と認められる場合に適用。
 - ・少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。
 - ・収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合には口頭説明も可能。
- ▷担保は不要。▷延滞税は免除。

【申請手続】

令和2年6月30日または納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況のわかる書類を提出する必要があるが、提出が難しい場合には口頭で状況を説明する。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税・地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って特例措置を適用することができる。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限の到来する国税、地方税に適用する。

2. テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加された。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得した場合、即時償却または7%（**資本金3,000万円以下の法人は10%**）の税額控除が適用される。

新たな類型（デジタル化設備）

- 〈要件〉遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備
- 〈対象設備〉機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

【適用時期】

令和3年3月31日までに取得して事業の用に供した場合に適用される。

3. 中小企業等が所有する償却資産および事業用家屋に係る固定資産税および都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置のため、厳しい経営環境に直面している（※）中小企業者等に対して、**令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と自家用家屋に係る固定資産税および都市計画税の課税標準を2分の1またはゼロとする措置**が講じられた。

（※）令和2年2月～10月までの**任意の3ヵ月間**の売上高が前年同時期と比べて

30%以上50%未満減少している者	2分の1	50%以上減少している者	ゼロ
-------------------	-------------	--------------	-----------

【適用時期】

令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士・公認会計士・弁護士など））の認定を受けて各市町村に申告した者に適用される。

4.生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長された。

適用要件
▷対象資産に、 事業用家屋と構築物 を追加 ・事業用家屋は、取得価格の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの ※事業用家屋・構築物ともに、 中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの ▷生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和4年度までの2年間に限り延長（令和5年3月31日まで）

5.特別貸付に係る規約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付に係る消費貸借に関する契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについては、**印紙税が非課税**となる措置が講じられた。

なお、特別貸付とは、当該機関が行う他の金銭の貸付条件に比し特別に有利な条件で行うものをいう。（注）施行日の前日（令和2年4月29日）までに作成されたものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については過誤納金として還付される。

6.消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、**原則として課税期間の開始前に提出する必要があるが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する（または止める）ことが可能となる特例が設けられた。**

適用要件
①特例に係る法律の施行（令和2年4月30日）後に、申告期間が到来する課税期間において ②新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間のうち、 一定期間（1ヵ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比50%以上減少） した場合で、かつ、 ③当該課税期間の申告期限までに申告書を提出した場合 （注1）原則として、消費税の申告期間は以下のとおり。 ▷法人：課税期間終了の日の翌日から2ヵ月 ▷個人：課税期間の翌年の3月末 （注2）国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署に相談のこと。

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を2年間継続する必要はない。**

【適用時期】

特例法の施行日（令和2年4月30日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間に適用される。

7.住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう適用要件が見直された。

適用要件
(1)住宅ローン控除の控除期間が13年間の特例措置（入居期限：令和2年12月31日⇒令和3年12月31日） ①注文住宅の新築は令和2年9月末、分譲住宅・既存住宅の取得や増改築等は令和2年11月末までに契約が行われていること。 ②新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅または増改築等の住宅への入居が遅れたこと。 (2)既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件（取得日から6ヵ月以内⇒増改築等完了の日から6ヵ月以内） ①既存住宅取得の日から5ヵ月後まで、または関連税制法の施行の日（令和2年4月30日）から2ヵ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること。 ②取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと。